

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる者を除く、工学府及び生物システム応用科学府博士後期課程、連合農学研究科博士課程並びに岐阜大学連合獣医学研究科博士課程（以下「本学大学院等」という。）に入学する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第56条第2項第7号の規定により入学資格を認められた者</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる者を除く、工学府及び生物システム応用科学府博士後期課程、連合農学研究科博士課程並びに岐阜大学連合獣医学研究科博士課程（以下「本学大学院等」という。）に入学する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第56条第2項(第1号を除く。)の規定により入学資格を認められた者</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	

附 則(平成25年4月1日 25教規程第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。